

(企業 委託 受託者用)

誓 約 書

下記1の明石市営企業業務委託契約（以下「本委託契約」という。）の締結に当たり、明石市暴力団排除条例（平成24年条例第2号。以下「条例」という。）を遵守し、暴力団を利用することとならないよう措置を講じて暴力団排除に協力するため、下記2記載のとおり誓約いたします。

なお、明石市営企業がこの誓約書の写し及び役員等についての名簿その他の必要な書面等の情報を兵庫県明石警察署長（以下「明石警察署長」という。）に提供するとともに、明石警察署長に下記2(1)及び(2)に関して照会し、回答を求めることが並びに明石警察署長から得た情報を他の業務において暴力団を排除するために利用し、又は市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会、消防長、議会及び市が設立した地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1号に規定する地方独立行政法人に提供することについて同意します。

記

1 業務名

2 誓約事項

- (1) 次のアからウまでのいずれにも該当しません。
ア 条例第2条第1号に規定する暴力団
イ 条例第2条第2号に規定する暴力団員
ウ 上記のほか、明石市が行う契約からの暴力団排除に関する要綱別表に規定する者
- (2) 本委託契約の一部について締結する委託契約（以下「再委託契約」という。）及び資材又は原材料の購入契約その他の本委託契約の履行に伴い締結する契約を締結するに当たり、前号のアからウまでに該当する者（以下「暴力団等」という。）を契約の相手方としません。
- (3) 前2号のほか、本業務委託契約書及び本委託契約に係る「暴力団等排除に関する特約」の各条項に違反したときには、契約の解除、違約金の請求その他の貴市営企業が行う一切の措置について異議を述べません。
- (4) 再委託契約の受託者から、この誓約書に準じた明石市公営企業管理者に対する誓約書を再委託契約の締結後直ちに提出させて保管し、当該誓約書を本業務委託契約書の規定による業務が完了した旨の通知をする時までに貴市営企業に提出します。
- (5) 再委託契約の受託者が誓約書を提出していないことが判明した場合には、直ちにその提出を求め、再委託契約の受託者がこれに応じないときは、その旨を貴市営企業に報告します。
- (6) 貴市営企業が、第4号により再委託契約の受託者から提出させて保管することとした誓約書を提出するよう求めたときには、直ちに提出します。
- (7) 本委託契約の履行に伴い、暴力団等から業務の妨害その他の不当な手段による要求（以下「不当介入」という。）を受けたときには、貴市営企業に報告するとともに明石警察署長に届け出て、捜査上必要な協力をいたします。
- (8) 再委託契約の履行に伴い当該再委託契約の受託者が不当介入を受けたときには、本委託契約の受託者に報告するとともに明石警察署長に届け出て、捜査上必要な協力をを行うよう指導します。
- (9) 再委託契約の受託者から不当介入を受けたという報告を受けたとき及び再委託契約の受託者が不当介入を受けたことを知ったときには、貴市営企業に報告します。

令和 年 月 日

明石市公営企業管理者様

（受託者）

住 所

（所在地）

氏 名

〔 法人名
代表者名 〕

印

役員一覧表（暴力団等排除に関する特約第6項関係）

【記載方法】

- ① 記載例に従って、役職、氏名、カナ、生年月日、性別を記載してください。

② 個人事業者の場合には代表者を、法人の場合にはその役員、その支店の代表者、常時委託契約を締結する事務所の代表者等を記載してください（暴力団等排除に関する特約第6項各号を参考にしてください。）。

③ 生年月日の記載について、元号に○をつけてください。

④ 性別の記載について、どちらかに○をつけてください。

⑤ 同一内容であれば任意の様式での提出も可とします。

(参考 2(1) 関係)

- ア 条例第2条第1号に規定する暴力団 その団体の構成員(その団体の構成団体の構成員を含む。)が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体

イ 条例第2条第2号に規定する暴力団員　暴力団の構成員

ウ 上記のほか、明石市が行う契約からの暴力団排除に関する要綱別表に規定する者

暴力団員が役員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第9条第21号口に規定する役員をいう。以下同じ。）として、又は実質的に経営に関与している事業者
暴力団員を業務に関し監督する責任を有する者（役員を除く。以下「監督責任者」という。）として使用し、又は代理人として選任している事業者
暴力団員が出資、融資、取引その他の関係を通じてその事業活動に支配的な影響力を有する者
次に掲げる行為をした事業者。ただし、事業者が法人である場合にあっては、役員又は監督責任者が当該行為をした事業者に限る。
(1) 自己若しくは自己の関係者の利益を図り、又は特定の者に損害を与える目的を持って、暴力団の威力を利用する行為
(2) 暴力団又は暴力団員に対して、金品その他財産上の利益の供与をする行為
(3) 前2号に掲げるもののほか、暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有していると認められる行為